

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
警備用・防災用無線設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	スイス通信システム株式会社 東京都江東区東陽 5-28-6	5040001003497	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本契約は、電波法令の基準に基づき無線設備の機能を常に正常な状態を保持し、かつ、その機能が発揮しうるよう適正で計画的な点検を行うとともに、年間を通じ、突発的な障害排除等の即時対応を実施し、安全な警備体制及び防災体制を確保することを目的としている。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって制御されているため、点検整備に際して、不具合が発見された場合における臨機の措置は、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者でなければ実施できない。 当該相手方は、本設備の構築の際に実際に施工・設置を実施し、事務総長の代理人として総務省への法定事務手続を代行して本設備の構成等も熟知している。したがって、本契約の目的を安全確実に履行でき、万一の臨機対応が可能なのは当該相手方以外にない。 以上の理由によりスイス通信システム(株)と随意契約を行うものである。	-	2,538,000	-	-	
平成29年度営繕積算システムRIBC2賃貸借	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	一般財団法人建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋 3-25-33	4010405010399	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 (一財)建築コスト管理システム研究所は、公共建築のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究及び開発等を行い公共建築のコスト管理システムの近代化を推進することを目的に設立され、公共建築の積算等に関して高度な専門知識を持つ人材を有する研究所である。 同研究所の「営繕積算システムRIBC2」は、各府省庁の統一基準である「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に基づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛りの改定及び市場単価の追加に的確に対応している。また、間違いのない確実な計算及び高い機密性を保持するなど公共建築工事の積算においてその使用に耐えうる性能を有する唯一の積算システムである。 なお、同システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発し、著作権を有して、システムの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っている。	-	1,760,832	-	-	
通信抑止装置レンタル業務等一式	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務部 会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	株式会社マクロスジャパン 東京都中央区日本橋富 沢町10-16	9010001057690	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、平成26年9月12日に指名競争入札を行った「通信抑止装置レンタル業務等一式」において落札した契約の相手方と同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	2,332,800	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
特殊電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	沖電気工業株式会社 東京都港区芝浦 4-10-16	7010401006126	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、本院構内に設置してある特殊電話交換設備が常に正常な状態を保持し、かつ、その機能を発揮しうるよう保守点検を行うものである。 同設備が故障による停止又は重大な機能低下を引き起こした場合の影響に鑑み、遠隔障害監視を行い、迅速な対応を可能としている。 本業務の保守・監視対象となる交換設備は、議員の活動、国会事務、議事運営、警備連絡用等の多用途に使用されており、ひとたび障害が発生すると本院内はもとより、各関係機関に対する影響は大きなものとなる。そのため、適正で計画的な保守点検を実施することにより、その機能を維持するとともに、設備の状態を正しく捉え、障害の発生をできるだけ早期に予知、検知し、適切な保全を行う必要がある。さらには、突発的な故障による停止又は重大な機能低下に対して、必要部材の調達も含めた迅速な対応が要求される。これらの対応は必須の要求である。 本設備は用途別の複数の交換機で構成され、各交換機において本院独自の仕様が施されており、かつ、交換機間・付属機器間での連携制御及び中央制御部等において、製造者特有の性能・機能・固有制御技術も組み込まれており、これら技術的な特殊要素を含めた的確な判断を要求している。本業務対象交換機全ての製造者であり、要求仕様の確保、的確な設備診断の確保、迅速性の確保ができ、業務を円滑かつ適切に遂行できる者は、沖電気工業株式会社に限られるため。	-	8,031,744	-	-	-
分館第十五・第十六委員室テレビ中継用カメラ装置一式借入	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務部 会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	I B J L 東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十五・第十六委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年間を前提として、当該相手方と平成23年9月28日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は平成27年11月30日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,853,280	-	-	-
本館第三・第五委員室テレビ中継用カメラ装置一式借入	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 1-3-1	6010401024970	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、本館第三・第五委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間5年間を前提として、平成19年12月21日に一般競争入札において落札した当該相手方と、同年12月26日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は平成25年2月7日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,587,600	-	-	-
本館第二・第四委員室テレビ中継用カメラ装置一式借入	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務部 会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、平成21年1月14日に一般競争入札において落札したパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社と、借入期間5年間を前提として、同年1月19日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社は、平成25年3月1日付で関連会社を吸収合併し、社名をパナソニックシステムネットワークス株式会社へと変更している。なお、平成29年4月1日にパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社に社名に変更。 当初契約の借入期間は平成26年2月12日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,463,316	-	-	-

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
分館第十一・第十四委員室テレビ中継用カメラ装置一式借入	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、平成18年9月14日に一般競争入札において落札した松下電器産業(株)と、借入期間5年間として、同年9月20日付で契約締結した分館第十一委員室外3室テレビ中継用カメラ装置一式借入当初契約の機器の内、第十一委員室及び第十四委員室の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 同社は平成20年4月1日に会社分割して設立されたパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)に本業務を含む一部の事業を移管し、さらに平成25年3月1日にパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)が関連会社を吸収合併し、パナソニックシステムネットワークス(株)へと社名を変更している。なお、平成29年4月1日にパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社に社名に変更。 当初契約の借入期間は平成23年12月10日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,508,970	-	-	
分館第十七・第十八委員室テレビ中継用カメラ装置一式借入	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、平成18年9月14日に一般競争入札において落札した松下電器産業(株)と、借入期間5年間として、同年9月20日付で契約締結した分館第十一委員室外3室テレビ中継用カメラ装置一式借入当初契約の機器の内、第十七委員室及び第十八委員室の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 同社は平成20年4月1日に会社分割して設立されたパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)に本業務を含む一部の事業を移管し、さらに平成25年3月1日にパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)が関連会社を吸収合併し、パナソニックシステムネットワークス(株)へと社名を変更している。なお、平成29年4月1日にパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社に社名に変更。 当初契約の借入期間は平成23年12月10日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,810,764	-	-	
本館構内防犯カメラ設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務部 会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院本館構内の防犯カメラ設備の性能、機能を原状又は運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とする。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせ、設計・開発しており、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって稼働しているため、保守点検に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、又は非常に短い時間の内で、設備全体の使用に支障を来たすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設置工事を施工した当該相手方以外にはない。 以上の理由によりパナソニックシステムネットワークス株式会社と随意契約を行うものである。なお、平成29年4月1日にパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社に社名に変更。	-	6,663,600	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
衆議院LAN検疫システム用機器一式	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 原契約として、「衆議院LAN検疫システム用機器一式」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借及び保守の契約締結を平成24年2月8日付で行った。 上記の借入期間は、平成28年2月29日までであったが、引き続き継続使用を行うため、平成28年度においても再リースを継続中である。 平成29年度においても機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	8,493,761	-	-	
衆議院LAN用サーバ機器一式借入(平成24年度更改)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 原契約として、「衆議院LAN用サーバ機器一式」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借及び保守の契約締結を、平成24年10月18日付で行った。 上記の借入期間は、平成28年12月16日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 平成29年度においても機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	21,604,488	-	-	
衆議院LANデータアクセスシステムサーバ機器等一式	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院LANデータアクセスシステムは、「インターネット」と「衆議院立法情報ネットワーク」との接続を可能にするもので、これにより種々情報の検索・収集や情報発信を簡便かつ効率的に行うことを実現しており、議員の立法調査活動に資すると共に、事務局等の調査支援業務及び事務処理の効率化・高度化を図り、また「衆議院ホームページ」の公開を通じて、本院の諸活動を国民一般に広め、「開かれた国会」を実現することを目的として導入したものである。インターネットシステムについては平成8年度に、LANデータアクセスシステムについては平成9年度にそれぞれ上記相手方と契約し構築したもので、その後、平成12年度、14年度、15年度、17年度、18年度及び20年度と更新及びシステムの機能追加等を当該相手方と契約し整備を図り、継続運用している。 本件は、平成20年11月14日付契約の「インターネット用SSL-VPN装置等一式」、平成22年1月7日付契約の「衆議院LAN用サーバ機器一式」、平成25年11月1日付契約の「衆議院LAN用サーバ機器一式」、平成25年12月16日付契約の「衆議院LAN用セキュリティ関連機器一式」の計4案件でそれぞれ調達を行った物品に対し、保守及びサポート等をするものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	8,581,680	-	-	
政府共通ネットワーク接続用機器一式	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 原契約として、「政府共通ネットワーク接続用機器一式」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借及び保守の契約締結を、平成24年10月15日付で行った。 上記の借入期間は、平成28年11月25日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 平成29年度においても機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	4,413,952	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
衆議院LAN総合運用管理業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>衆議院LANには、本院の重要な業務システムが複数稼働しており、また、情報公開や情報収集に用いるインターネット回線が接続されているため、安全で確実な稼働が求められている。</p> <p>本業務は、本院の重要な業務基盤となっている衆議院LANについて監視及び運用管理を行い、故障対応や保守対応等を実施するとともに、ヘルプデスクを開設することで利用者のトラブル等の問合せに迅速に対応し、あわせてインターネットに接続する高速な通信環境の提供を行うものである。</p> <p>本業務の実施に際しては、衆議院LANのシステム構成、本院のセキュリティポリシー及びネットワークアクセス方式の設計思想のほか、サーバ及びクライアント環境の設定情報等のセキュリティ上、重要な情報を熟知していることが不可欠であり、これらの情報は、当該システムを設計・構築した者でなくては知り得ない。</p> <p>また、本システムは議員活動及び本院の事務遂行に重要なシステムであるため、外部からの不正侵入、機器の故障等のインシデントが発生した場合、院内や関係各機関の業務に支障が生じるだけでなく、国会運営に支障を来し、更には国民生活等に大きな影響を与える可能性がある。そのため、障害発生時における臨機の措置に関し、即時対応が要求されることから、当該システムの運用管理業務に長年従事し、即時対応に求められるノウハウを持ち、本院の制度・事情などの制約条件を熟知した者が実施する必要がある。</p> <p>従って、本業務を確実にかつ安全に履行できる者は、当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。</p>	-	314,820,000	-	-	
衆議院LANセキュリティ管理運用保守業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>衆議院LANには、本院の重要な業務システムが複数稼働しており、また、情報公開や情報収集に用いるインターネット回線が接続されているため、安全で確実な稼働が求められている。</p> <p>本業務は、本院の重要な業務基盤となっている衆議院LANへの外部からのネットワークを通じた不正侵入に対し、セキュリティプロダクトによりネットワーク、サーバへのアクセスを監視し、不正なアクセスに対する検知と防止対策案の策定を行うとともに、衆議院LANセキュリティ設備の障害時の故障対応や保守対応等を実施するものである。</p> <p>本業務の実施に際しては、衆議院LANのシステム構成、本院のセキュリティポリシー及びネットワークアクセス方式の設計思想のほか、サーバ及びクライアント環境の設定情報等のセキュリティ上、重要な情報を熟知していることが不可欠であり、これらの情報は、当該システムを設計・構築した者でなくては知り得ない。</p> <p>また、本システムは議員活動及び本院の事務遂行に重要なシステムであるため、外部からの不正侵入、機器の故障等のインシデントが発生した場合、院内や関係各機関の業務に支障が生じるだけでなく、国会運営に支障を来し、更には国民生活等に大きな影響を与える可能性がある。そのため、障害発生時における臨機の措置に関し、即時対応が要求されることから、当該システムの運用管理業務に長年従事し、即時対応に求められるノウハウを持ち、本院の制度・事情などの制約条件を熟知した者が実施する必要がある。</p> <p>従って、本業務を確実にかつ安全に履行できる者は、当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。</p>	-	65,880,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
衆議院インターネット審議中継システム運用保守業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>衆議院インターネット審議中継システムは、PC等で国会審議映像のリアルタイム視聴やビデオ・オン・デマンド（以下、「VOD」という。）視聴を可能とするため、審議映像をインターネットに配信するものである。</p> <p>本業務は、サーバ機器等のログ等の監視及びセキュリティ対策等の運用管理、審議映像のインターネット配信及び実映像への発言者のタグ情報登録等のライブ・VOD配信業務等を実施するとともに、高速かつ安定的なインターネット通信環境の提供も併せて行うものである。</p> <p>本業務の実施に際しては、インターネット並びに衆議院LANからのアクセス要求に対し、常に高速で柔軟なアクセス制御を維持することが必要であり、そのためにはハードウェア及びソフトウェアの構成、並びに本院独自のアプリケーションレベルでの機能のほか、衆議院LANとのセキュリティポリシーの整合性を考慮したインターネット・ファイアウォールシステムの詳細な設定情報等を熟知していることが不可欠である。</p> <p>また、本システム以外に、審議映像のリアルタイム視聴やVOD視聴を、広く一般に提供する手段はなく、障害等により配信中断等が生じた場合、国会議員及び職員が視聴不可能になるのはもちろんのこと、「国民に開かれた国会」の役割を果たせないことから、その影響は非常に大きいものとなる可能性がある。そのため、障害発生時における臨機の措置に関し、即時対応が要求されることから、当該システムの運用管理業務に従事し、即時対応に求められるノウハウを持ち、本院の制度・事情などの制約条件を熟知した者が実施する必要がある。</p> <p>従って、本業務を確実にかつ安全に履行できる者は、当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。</p>	-	28,188,000	-	-	
衆議院インターネット審議中継システム機器一式(平成22・23・24・25年度更改)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>原契約として、「衆議院インターネット審議中継システム機器一式(平成22年度更改)」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借の契約締結を平成22年12月16日付で行った。</p> <p>上記の借入期間は、平成27年1月16日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。</p> <p>同じく原契約として「衆議院インターネット審議中継システム機器一式(平成23年度更改)」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借の契約締結を平成23年10月31日付で行った。上記の借入期間は、平成27年11月30日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。</p> <p>同じく原契約として「衆議院インターネット審議中継システム機器一式(平成24年度更改)」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借の契約締結を平成24年11月8日付で行った。上記の借入期間は、平成29年1月7日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。</p> <p>同じく原契約として「衆議院インターネット審議中継システム機器一式(平成25年度更改)」の案件にて、当該相手方と機器等の保守の契約締結を平成25年10月29日付で行った。</p> <p>上記の保守期間は、平成26年3月31日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再保守を行った。</p> <p>全案件とも継続使用を行うため、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで引き続き再リース及び再保守を行う。</p> <p>平成29年度においても機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。</p>	-	58,125,909	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
衆議院パソコン等情報端末機器整備業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南1-9-1	8011101028104	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>衆議院LANには、本院の重要な業務システムが複数稼働しており、また、情報公開や情報収集に用いるインターネット回線が接続されているため、安全で確実な稼働が求められている。本業務は、衆議院LANと接続するパソコン等情報端末機器を、議員の退職及び各会派の異動並びに職員の人事異動等に伴い、増設・移設・撤去等の整備を行うものである。</p> <p>衆議院LANの安全で確実な稼働のためには、本業務における端末設定において、ADの識別情報や個別アプリケーションの設定、OSやアプリケーションのパッチの適用状況等について、衆議院LAN総合運用管理業務（以下「総合業務」という。）におけるネットワークや機器の設定と厳密に整合性を取りながら業務を実施していく必要がある。また、本システムの重要性に鑑み、総合業務では、障害発生時に際し、臨機に措置し、即時対応する事が必須であり、本業務にも、総合業務との連携が必須とされる。</p> <p>そのため、当該システムの運用管理業務に長年従事し、即時対応に求められるノウハウを持ち、本院のネットワーク設定やセキュリティ設定及び本院の制度・事情などの制約条件を熟知した総合業務の受託者と同一の者が、本業務を実施する必要がある。</p> <p>従って、本業務を確実にかつ安全に履行できる者は、当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。</p>	-	9,200千円	-	-	単価契約 7,536千円
副議長公邸外非常警報・ITV設備点検整備	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 三橋 善一郎 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年4月28日	東京通信電設株式会社 東京都港区新橋 5-35-10	4010401020815	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>本業務は、衆議院副議長公邸及び青山議員宿舎の非常警報設備・ITV設備の性能、機能を原状または運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とする。</p> <p>本設備を公表することは、VIPの警備に関するものであり適当ではない。</p> <p>本設備は、構築時に衆議院独自の要求仕様にあわせ、設計・開発しており、また、製造者でなくては知り得ない固有技術を以って稼働しているため、保守点検に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。</p> <p>また、点検時に部品等に不具合が発見された場合、かつ、万一の故障等の対応時における臨機の処置に関しても、前記の理由により、当該設備を設計・製造した製造者以外では不具合箇所が特定できない等、即時対応が困難である。</p> <p>従って、本設備は稼働中の設備であることから、本業務の実施に当たって限られた期間内で設備全体の使用に支障をきたすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計し設置工事を施工した当該相手方以外にはない。</p>	-	1,263,600	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
議員会館次期事業の事業方式決定のための検討支援業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年7月3日	PwCアドバイザー 合同会社 東京都千代田区大手町 1-1-1	7010001067262	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、平成32年度以降の議員会館の維持管理・運営をどのように行っていくかを検討するため、平成28年度に当該業者が実施した「平成28年度衆議院新議員会館整備等事業終了に伴う調査・検討業務(運営等)」において出された課題等を踏まえ、次期事業の実施スキームについてさらに具体的かつ詳細に検討を行うものである。 本年度に実施する主な業務は、前年度実施した調査・検討業務において出された課題(什器・備品管理、福利厚生業務、大規模修繕等)を踏まえた事業内容等の整理支援、平成28年度の調査・検討にて制度面の調査を行った想定される各事業スキームの本事業への適合性調査(制度面の詳細調査、事業費の試算(VFM含む))等であり、本業務を的確かつ確実に行うには、前年度実施した調査・検討業務の内容を十分把握していること、及び新議員会館整備等事業の契約、要求水準内容、並びにSPCと衆議院の関係性(事業者提案内容、業務体制等)を熟知している必要がある。また、継続的にアドバイザー業務を行うためには、次期事業開始まで検討すべき課題が広範囲かつ多岐に亘ることから、次期事業開始までのスケジュール管理を行いつつ、随時、課題等を整理・解決していくことが必要である。 当該業者は、前年度、一般競争入札を執行した結果、落札し、「平成28年度衆議院新議員会館整備等事業終了に伴う調査・検討業務(運営等)」を確実に履行した者であり、新議員会館整備等事業の契約、要求水準内容及びSPCと衆議院の関係性を熟知し、継続的にアドバイザー業務を遂行できる者である。また、新議員会館整備等事業の開始前における「PFI手法による新議員会館整備に関する調査業務」及び事業開始後の「新議員会館整備等事業に係るアドバイザー(FA)業務」についても履行してきたことから、維持管理を含む本事業全般に通暁しており、総合的に適切なアドバイスを行うことが可能である。 以上の理由により、当該業者と随意契約するものである。	-	15,012,000	-	-	-
憲政記念館外2か所変電設備点検整備業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年7月3日	サンワコムシステムエンジニアリング株式会社 東京都杉並区高円寺南 2-12-3	7011301014037	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条の2 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき	-	1,728,000	-	-	-
衆議院LANデータアクセスシステム端末更改業務(職員用)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年9月25日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院立法情報ネットワークに接続して利用する衆議院LANデータアクセスシステム端末(以下、「職員パソコン」又は「職員プリンタ」という。)の更改に伴い、新職員パソコンのマスター機の作成、新職員パソコン及び新職員プリンタの設計/設定、新職員プリンタの設置及び旧職員プリンタの撤去等を行うものである。 職員パソコンの更改に伴うマスター機の作成作業については、本院が既に構築・運用を行っているサーバとの連携を考慮することが不可欠であるほか、更改に当たっては既存サーバの設定変更作業等も実施する必要があることから、職員用サーバ及びネットワークの構築を行い、運用管理を委託している当該業者以外では、本業務を適切に遂行することができない。 また、職員パソコン及び職員プリンタが、事務局職員が日常業務を遂行する際の基盤としての役割を果たしていることから、本業務を行う際に万が一トラブル等が発生した場合には、ヘルプデスクとの連携を図りつつ、迅速かつ適切に対処する必要がある。 以上のことから、本業務の実施に当たり、契約期間の短縮、円滑な契約の履行を確保するためには、基盤となる立法情報ネットワークシステム及びLANデータアクセスシステム並びに衆議院LANのセキュリティシステムの構築を手がけるほか、それらの設計思想・システム構成に関する情報を既に保有し、なおかつヘルプデスク業務をはじめとする運用管理業務を委託している当該業者以外では、本業務を適切に遂行することができないため、当該業者と契約する必要がある。	-	87,480,000	-	-	-

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
総選挙に伴う議員用パソコン等情報端末機器整備業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年10月10日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、議員事務室及び各会派控室等に設置している情報端末機器について、総選挙による議員の異動や各会派の構成変更に伴う撤去、データ消去及び設定・設置等の作業を円滑に行うことにより、議員事務室等における情報端末機器の利用環境を迅速に整備することを目的とするものである。 端末機器整備に当たっては、各端末に対しネットワーク及びセキュリティの設定が必要であり、かつ高度のセキュリティ性能を確保し、高速で柔軟なアクセス制御を可能にしなければならない。そのためには、既に構築されているシステム並びに立法情報ネットワークシステムの設計思想及び運用管理を熟知し、その利用技術に精通していることが不可欠の条件であり、さらに別途契約の「衆議院LAN総合運用管理業務」で運用しているサーバ側の設定変更、ヘルプデスク業務の管理資料変更等、関連する業務との密接な連携が必要である。 以上の諸条件を満たし、本業務を短期間に安全かつ確実に履行できる者は、これらのシステムを設計・構築し、運用管理業務を行っている当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。	-	9,200千円	-	-	単価契約 55,305千円
総選挙に伴う議員用パソコン等情報端末機器整備業務にかかる支援業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年10月10日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、議員事務室及び各会派控室等に設置している情報端末機器について、総選挙による議員の異動や各会派の構成変更に伴う撤去及び設置等の作業を円滑に行えるようにするため、情報端末機器の撤去、データの消去及び設定・設置、配線などの各担当者の情報連絡フローの確立など、その実施方法等を策定し、併せて仮設作業事務所の設営や業務手順書の作成等を行うことを目的とするものである。 本院が提供する情報端末機器は、議員事務室及び会派控室等において国政調査活動等に日々活用されていることから、総選挙に伴って新たに登院する議員の議員事務室には、直ちにこれを設置し、速やかに立法情報ネットワークシステムを利用できる環境を整備する必要がある。 しかしながら、これまでの例からも、総選挙実施から特別国会召集までには十分な期間を確保できないことが想定される。そのため、極めて窮屈な日程の中で相当量の作業を行うことは避けられず、実施方法の策定に当たっては、別途契約する「総選挙に伴う議員用パソコン等情報端末機器整備業務」の内容、さらには本院におけるネットワークの構成や運用形態及び特性や利用環境を熟知している者でなければ到底なし得ない。 また、体制検討を行うに当たり、関連する業務との情報連絡フローを確立すること等を求めていることから、衆議院LANの運用業務として契約している、「衆議院LAN総合運用管理業務」との連携は必須である。 以上の諸条件を満たし、本業務を短期間に安全かつ確実に履行できる者は、これらのシステムを設計・構築し、運用管理業務を行っている当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。	-	22,464,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
総選挙に伴う議員登院表示盤基礎データ修正及び仮移設	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年10月18日	栗原工業株式会社 東京都港区芝 3-24-7	8120001059636	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、第48回総選挙に伴い議員登院表示盤の議員登院情報の基礎データ（登録議員名等）の修正を行うとともに、特別国会召集日に議事堂中央玄関において、召集受付に供するため分館玄関に設置してある議員登院表示盤の仮移設を実施し、運用終了後、再び現状に復旧する作業である。 仮移設復旧時における万一の事故に対する迅速な対応、部材等の調達及び仮移設復旧後の総合調整等を行う必要がある。 また、総選挙日から召集日までの期間が極めて短時間であることが想定され、本設備を熟知した者以外が本業務を行うことは不可能である。 したがって、本業務の要求性能の確保、システム全体との協調、信頼性及び適切な運用と維持管理を確保し、運用管理面での整合性を損なうことなく、かつ、設備の運用上、長時間の機能停止が不可能であるため作業時間の短縮も必要条件であり、円滑な契約の履行を実施するためには、本設備保守点検の契約相手方である当該業者と契約する必要がある。 以上の理由により、当該業者と随意契約するものである。	-	2,405,400	-	-	
衆議院LANシステムの機能増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年10月26日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院LANの基幹部分を構成するシステムの機能を増強しようとするものであり、その設計・構築に当たっては、調達した機器に対して既存のサーバ等との連携や一元的な管理を考慮した設計等を行う必要がある。また、作業に当たっては、衆議院LANが国会における議員の活動をサポートするためのサービスを提供する点に鑑みると、提供サービスを停止させることには厳しい制約があり、既存システムへの影響を最小限に抑えつつ順次切り替えを行っていくことが必須となる。 さらには、衆議院LANを利用する議員の利便性を考慮し、トラブルを未然に防止するという観点から、衆議院LAN用パソコンの設定値の設計とも密接に関連しており、設計・構築に当たっては、運用管理業務を含めた総合的な考慮が必要となる。 従って、本業務は、衆議院LAN及び衆議院LANデータアクセスシステムの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	237,600,000	-	-	
衆議院インターネット審議中継システム用サーババージョンアップ業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年11月27日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院インターネット審議中継システム（以下、「本システム」という。）は、国会審議テレビ中継放送をWeb公開用映像ファイルに変換し、利用者がPC等により審議映像をリアルタイムで視聴できるとともに、過去の審議映像を利用者の希望に応じて提供するビデオ・オン・デマンド機能も可能にしたものである。 本業務は、本システムの一部を対象にセキュリティ担保のためのバージョンアップを行うものであるが、本システムはリアルタイム性が求められることから常時安定した稼働が必須であり、基本的に現行サービスの提供を停止できないため、既設システムの運用と平行しながら順次バージョンアップを行っていくことが不可欠である。さらに、万一障害が発生した場合は、迅速に切り分けを行い短時間で復旧させる必要があるが、そのためには十分な技術や運用経験を有していることが求められる。 したがって、本業務は、本システムの構築及び運用を行い、その設計思想、構成及び環境等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	14,148,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
議長公邸防犯カメラ設備点検整備	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年12月15日	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽 2-6-1	6010001135680	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は対象設備の性能、機能を原状または運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とし、実施するものである。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の点検整備であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせて、設計・開発しており、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって稼動しているため、保守点検に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼動中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、又は非常に短い時間内で、設備全体の使用に支障を来たすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設置工事を施工した当該相手方以外にはない。 以上の理由によりNECネットエスアイ株式会社と随意契約を行うものである。	-	2,106,000	-	-	
衆議院LAN用サーバ機器一式 (平成25年度更改) (再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長 庶務部会計課長事務取扱 二階堂 豊 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成29年12月20日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、LAN用サーバ機器の借入期間4年間を前提とした、平成25年11月1日付契約の「衆議院LAN用サーバ機器一式」の案件において、当該相手方と機器等の賃貸借及び保守の契約締結をそれぞれ行ったが、今年度においても機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 平成29年12月19日をもって前提とした4年間の借入期間を終了するが、継続使用を行うため、同年12月20日から再リースを行い、平成30年3月31日まで引き続き再リースを行う。	-	6,628,544	-	-	
衆議院LAN用セキュリティ対策機器一式 (再リース)	支出負担行為担当官代理 衆議院庶務部長 岡田 憲治 東京都千代田区永田町 1-7-1	平成30年2月2日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、LAN用セキュリティ対策機器の借入期間4年間を前提とした、平成25年12月19日付契約の「衆議院LAN用セキュリティ対策機器一式」の案件において、当該相手方と機器等の賃貸借及び保守の契約締結をそれぞれ行ったが、今年度においても機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 平成30年2月2日をもって前提とした4年間の借入期間を終了するが、継続使用を行うため、同年2月3日から再リースを行い、平成30年3月31日まで引き続き再リースを行う。	-	7,210,329	-	-	